



平成29年度 渡嘉敷村立とかしき保育所 児童募集案内

- ★4月入所希望の方は、申請期限は1月24日までです。
- ★1歳児又は途中入所の場合は、入所希望2ヵ月前までです。

◎保育所への入所

保育所は、保護者が仕事もしくは病気等により、家庭で児童を十分保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設です。

したがって、すべての児童が対象ではありませんので、下記事項を確認されたうえでお申込みください。

※集団生活に慣れさせるためといった理由は、入所の対象となりません。

◎入所対象児童

・渡嘉敷村に住所(実際に住んでいること)があり、1歳に達した日の翌月から、幼稚園入学前までの『保育を必要とする児童』です。

◎入所定員数

- ・3歳児クラス・・・15名
- ・2歳児クラス・・・6名
- ・1歳児クラス・・・6名
- ・0歳児クラス・・・3名

※申込みの際は、保育所の定員関係により入所出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

◎保育を必要とする理由

児童の保護者及びその同居者において、次の(1)～(8)までのいずれかの理由の為、その児童の保育を必要とする場合。

- (1) 家庭外労働 … 家庭外で労働していること
※ただし、育児休業中は入所要件に該当しません
- (2) 家庭内労働(自営業) … 家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事を常態としていること
- (3) 妊娠・出産 … 妊娠期間中、産後6ヵ月まで入所対象
- (4) 病気・障がい … 長期にわたり病気、負傷、心身に障がいがあること
- (5) 介護 … 病気または障がいのある同居親族を常に介護していること
- (6) 災害 … 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- (7) 村長が、上記の事情に類する状態にあると認めた場合
- (8) その他
 - ①死亡、離別(別居)、行方不明などの理由により、保護者が児童と生活を共にしていない場合
 - ②就業するために、職業訓練校、学校教育法に基づく大学等に通っていること
 - ③就業のため面接を受け、採用待ち期間中であること
入所申請後2ヶ月以内に、勤務証明書を提出すること
提出できない場合は、退所措置を行います

◎提出書類

- ① 「保育所入所申請書」
- ② 児童の「健康診断書」 ※継続入所の場合は必要ありません
- ③ 父母及び同居祖父母(60歳未満)の状況を証明するもの「勤務証明書」「自営業申立書」
- ④ 就職活動中の方や、契約職員で更新が決まっていない方は「求職活動状況報告書」
- ⑤ 妊娠中または出産後6ヵ月までの方「母子手帳の写し」
- ⑥ 平成28年1月1日に渡嘉敷村に住所がない方は、前住所から「平成28年度所得課税証明書(全項目記載)」

※書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

◎提出書類の明細

保護者の状況	証 明 書 類
①勤務の方	「勤務証明書」 → 事業所印は必ず会社印を捺印して下さい。 ※自営業の方でも、株式会社、有限会社、合資会社の場合は「勤務証明書」です。 ※親族が経営している会社の、自営業協力者は「自営業申立書」になります。
②自営業、内職の方	「自営業申立書」 ※添付書類として、確定申告書の写しまたは、課税証明書を提出して下さい。 上記を提出できない場合は、収入を証明できるものを提出して下さい。 (例)タイムカードの写し、給与明細、通帳の写し、出勤簿の写し等 ※親族が経営している民宿等で勤務している場合は、「自営業申立書」になります。
③出産予定の方、 産後6ヵ月までの方	「母子手帳の写し」 → 妊娠中の提出書類 「出生届出済証明の写し」 → 出産後の提出書類 ※出生届出済証明は、出生届を出した際に渡嘉敷村が母子手帳に捺印し出生を証明します。 証明を受けていない方は、早急に渡嘉敷村役場で出生の証明を受けて下さい。
④保護者自身が病気の場合	「診断書」 ※病気、負傷の場合
⑤看護・介護にあたる場合	「診断書」 「介護保険被保険者証の写し」 ※介護認定を受けている方のみ
⑥心身に障害がある 場合 (保護者・同居者)	「診断証」 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」 上記いずれかの写し
⑦就学中の方	「在学証明書」
⑧・就職活動中の方 ・契約職員で契約の更新が決まっていない方	「求職活動報告書」 内定後は早急に「勤務証明書」を提出すること ※2ヶ月以内に上記の書類が提出出来ない場合は、退所措置となります。

※同時に2名以上の申込みをする場合は、上記の書類は1部ずつの提出でかまいません。

※入所後に保育に欠ける基準に該当しなくなった場合には、保育所における保育を解除いたします。

◎保育料

① 保育料は、入所する児童の年齢と児童の父母の市町村民税所得割課税額の合算額により決定します。

② 保育料の切り替え

・市町村民税の決定が6月になっていることから、4月～8月は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度分の市町村民税額により保育料の算定を行います。

☆ 保育料の算定方法(切り替え時期) ☆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の市町村民税額で算定					当年度分の市町村民税額で算定						

③ 保育料の納付は、原則ゆうちょ銀行口座振替となります。

・毎月10日引き落としの、前納制です(土、日、祝日の場合は、翌営業日)

・新規の方は、ゆうちょ銀行での手続きをお願いします。

階層区分	定義	保育料(月額)(円)	
		満3歳以上	満3歳未満
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0 (0)
		B1に該当する世帯以外の世帯	6,000 (3,000)
C1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割の課税世帯であって、調整後所得割課税が次の区分に該当するもの	48,600円未満	11,000 (5,500)
C2		48,600円以上97,000円未満	19,500 (9,750)
C3		97,000円以上169,000円未満	25,500 (12,750)
C4		169,000円以上301,000円未満	27,500 (13,750)
C5		301,000円以上397,000円未満	30,000 (15,000)
C6		397,000円以上	33,000 (16,500)

※別途、クラス費を保育所で徴収します。

※児童が2人以上の場合は、2人目の保育料を半額とし、3人目からは無料となります。

・基本的に就学前児から数えて第1子判定されますが、所得割が57,700円未満の世帯については、年齢制限なく判定されます。

※月の途中で入所した場合は、その月の日数により日割り計算とします。

退所の場合は返還できませんので、必ず1ヶ月前までに退所届を提出して下さい。

◎給食について

栄養士が作った献立に基づいて、年齢や栄養のバランスを考慮した完全給食を行います。

◎申込みから入所決定まで

- ① 受付後、勤務証明書等の添付書類審査を行い、村長が入所を決定します。
- ② 保育所入所承諾書が自宅に郵送されます。
- ③ 保育所からオリエンテーションの連絡がきます。
- ④ 郵便局で保育料自動振替の手続きを行って下さい。

◎申請書類提出期限について

☆新規

申込み期限 → 入所希望日の2ヶ月前までに、民生課窓口へ必要書類を提出して下さい。

※書類に不備があると、希望日の入所に間に合わない場合がありますので、余裕をもって申込みをして下さい。